# 古文書あれこれ

2015.11 第 68 号

### 古文書とは

語になったかといえば、そういうわけではあり 資格にもなりました。それでは「古文書」が死 という言葉が使われ、公文書館などで「アーカ イブズ」を扱う専門家をアーキビストとい 近年は「古文書」ではなく、「アーカイブズ」

とはいいません。なぜなら書誌学での古写本の という意味です。たとえば「奥の細道の古写本」 品ですから。 下限は一般に室町末期、奥の細道は元禄期の作 けでしょうが、まず問題となるのは、「古い」 古文書とは、文書のなかの古いものをいうわ

第 68 号 戸時代になるのでしょうか そうでした。現在でしたら、 ものは古文書ではないとなります。 右の論法を文書にあてはめると、 古文書の下限は 江戸時代の 明治の頃 江 は

古文書倶楽部 書かれたものすべてを古文書というわけではな に伝達する意思をもってするところの意思表示 いと主張します。 古文書を対象とする古文書学では、 次に問題となるのは、「文書」の意味です。 そして古文書を 「特定の対象 古い時代に

秋田県公文書館

一階特別展示室では、

企画展

「藩政期の秋田」

(後期)

を開

中

です。

展示期間は一一月三〇日まで。

是非、

ご観覧下さい

といいます。たとえば当館所蔵「梅津政景日記」 のうち日記は記録とよばれ、 類いは古いものでも古文書とはいいません。こ たとえば一般の著述・編纂物・備忘録・日記 す。たとえば考古学で出土される木簡のなかに 的要件としません。 そして古文書は、 文書学では「書状」)は、古文書の代表例です。 作成された意思表示手段が古文書です。手紙(古 特定の者に対して、甲の意思を表明するために 記録のシリーズで行われています。 の翻刻は、 本質ですので、主格の一方的な意思表示の産物、 も、古文書の定義にあてはまるものがあります。 の所産」と定義します。つまり甲から乙という 特定者に対する意思表示という点が古文書の 東京大学史料編纂所編纂の大日本古 紙に書かれていることを本質 布・木・金属でもよいので 古い記録を古記録  $\mathcal{O}$ 

はありません。 る用例がみられます。 われます。 の必修科目である古文書学のはじめの講義で扱 このような古文書等の定義は、大学の しかし誰もが古文書学を学ぶわけで そのためマスコミ等では、 史学科 異な

た。 ろうと思ったら、 幕末期の会津藩家老西郷頼母が伊豆にいた頃の 「古文書」があるといいました。いったい何だ たとえばあるテレビ番組のナレーションで、 頼母が所蔵していた版本でし

> と判断されるのでしょう。 ち古文書と認識され、図書館ではなく、 けれども古い活字ですから、古い文書、 館の領域で、関係図書も持っているからです。 るとおおむね解決します。書誌的なことも図書 すし、書籍に関する事柄は図書館にご相談され 注釈があり、それらを図書館では所蔵していま つまり有名な古典の多くは、現代の学者による ではなく、当館にされるのはやむを得ません。 解したいというご相談をお隣の秋田県立図書館 これでは漢籍、 いわゆる四書五経の版本を読 すなわ 当館だ

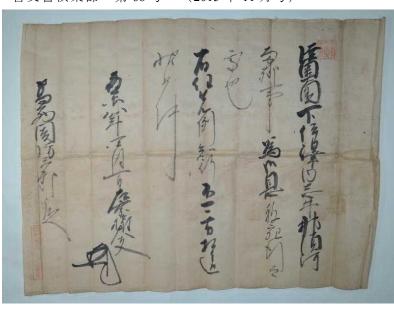
このような読み間違いから、 ず、「こうぶんしょ」との関わりが薄い人です。 けんこうんぶんしょかん」と読みますが、「公 館では「秋田県公文書館」と書いて、「あきた もんじょ」なのです。しかし「こぶんしょ」と 例となっており、古い「もんじょ」だから「こ んしょ」ではなく、「もんじょ」と読む ます。「文書」を歴史史料として扱う場合、「ぶ いる立場がわかることがあります。 を「もんじょ」と読むが、「ぶんしょ」と読ま 文書」を「こうもんじょ」と読む人がいます。 んじょ」との関わりが薄いのでしょう。 読む人がいます。「こぶんしょ」と読む人は、「も 「こうもんじょ」と読む人は、ふだん「文書」 最後に「古文書」は、「こもんじょ」と読 その人の置かれて また当 このが慣

## 開重可とかといる本物での一体物では、

しょう。

は、真偽に関する見解を自由に述べてもよいでの鑑定は行いません。ですが所蔵史料に関しての鑑定は行いません。ですが所蔵史料に関しての鑑定は行いません。ですが所蔵と料に関しては、真偽にふみこんだ見がというテレビ番組は値段をつける開運何とかというテレビ番組は値段をつける

りです。 二八八.三―一八六―一)。釈文は、右下の通二八八.三―一八六―一)。釈文は、右下の通をしてみましょう。左の写真の史料です(ASをこで古文書学でいう意味での古文書の鑑定



右、任先例、知行不可有相違状如件、御恩被宛行之処也、 陸奥国下伊沢内志牛·那須河両郷事、為

で、佐竹文庫にありますので、紹介します。集に掲載されています。その原本が写真の史料朝遺文』東北編第二巻や自治体史等の刊本史料一三に収録されており、こちらの翻刻が『南北上の史料の写が当館所蔵「秋田藩家蔵文書」

かもしれません。

り、旧秋田藩主佐竹氏に伝来しました。自体は召し上げられました。そして幕末にいた屋氏に伝来するのはおかしいという理由で文書として写されました。しかし葛西氏充なのに蜂はじめ多賀谷隆経家人蜂屋清左衛門家蔵文書

にいいにつうに、「カプリスを活ったとし」にれます。様式や文言がおかしいのです。 結論を述べると、この文書は偽文書と判断さ

こってくるのです。 状如件」か、「陸奥国下伊沢内志牛・那須河両 有相違状如件」となるのではないかと考えるの 為御恩被宛行之処也、 て、「陸奥国下伊沢内志牛・那須河両郷事、 の間にはいるのではないか、といった疑問が起 両郷事」までで一区切りになるでしょうから、 でで区切るのは異様である、「陸奥国 「為御恩被宛行之処也」は「右」と「任先例」 といいますのは、「為御恩被宛行之処也」ま 為御恩被宛行之処也、任先例、 他の南北朝期の文書からみ 任先例、知行不可有相違 知 (中略) 行不可

加えて「為御恩被宛行之処也」という文言も

ではないかとみられます。 異様です。他の例から「為勲功賞所被宛行

そうなものです。そういう地味な偽文書があるな文書から地名や人名だけを書き換えればよさな文書はばれなければよいのですから、確実な例を多く知らなければなりません。

(株文書はばれなければよいのですから、確実な文書から地名や人名だけを書き換えればよさ、です。そのためには確実なができるのです。そのためには確実は対している。

まうのです。 は、様式や文言に無頓着です。そして過去の「栄 たとえばお前のような優れた働きはこれまで見 たことがない、感じ入ったぞなどと余計な言葉 たことがない、感じ入ったぞなどと余計な言葉 を書いてしまい、そのためかえって疑われてし を書いてしまい、そのためかえって疑われてし

ります。

がおいら学んだあとがあるようです。まったく空想の産物ではないようです。いったいどたく空想の産物ではないようです。いったいどは、本物から学んだあとがあるようです。まっは、本物から学んだあとがあるようです。まったがあるようです。こちらがます。